

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	日本精蠟株式会社 代表取締役社長 吉田 泰邦
【住所又は本店所在地】	東京都中央区京橋二丁目5番18号
【報告義務発生日】	該当事項ありません。
【提出日】	平成24年8月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません。
【提出形態】	該当事項ありません。
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません。

【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本精蠟株式会社
証券コード	5010
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 市場二部

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	日本精蠟株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区京橋二丁目5番18号
事務上の連絡先及び担当者名	取締役総務部長兼経理部長 細田 八朗
電話番号	03-3538-3061

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年7月31日
訂正内容	平成24年8月6日に提出した「変更報告書 2」について、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第2条第2項又は第8条第2項に規定する書面の添付書類（非縦覧）の訂正のため提出するものです。